

鳥取県公報

(号外) 第48号

1 昭和43年5月1日 水曜日

鳥 取 県 公 報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起き
たの翌日)

目 次

規 則

- ◆規則 鳥取県営境港魚市場管理規則の一部を改正する規則
- ◆規則 鳥取県立境港水産会館管理規則の一部を改正する規則
- ◆規則 鳥取県種鷄検査並びにふ卵業者登録条例施行規則を廃止する規則
- ◆正誤 昭和四十三年四月鳥取県告示第三百二十五号中訂正

第二十二条 この規則に規定する知事の権限に属する事務のうち鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号）の規定により場長の委任決裁事項として定められた事項は、次の各号に掲げるとおりである。

一 第四条の規定による魚市場の開場時間の変更又は臨時の休場若しくは開場の決定

- 二 第十七条の規定による魚市場の利用者に対する魚市場の利用に関する適當な措置を講ずべき旨の命令又は必要な指示
- 三 第十八条の規定による卸売人又は荷さばき人に対するその業務に関する報告の要求又は帳簿、書類その他の物件の検査
- 四 第二十一条の規定による魚市場への立入りの禁止又は制限

規 則

鳥取県営境港魚市場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十六号

鳥取県営境港魚市場管理規則の一部を改正する規則

鳥取県営境港魚市場管理規則（昭和三十七年九月鳥取県規則第四十六号）

の一部を次のように改める。

第二十二条を次のように改める。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の規定により委任された事項)

様式第一号及び様式第二号中 「殿」 「殿」 「殿」 「殿」

市場長

魚

を

名

に改める。

鳥取県

規則

氏

職

「殿」 「殿」
様式第四号、様式第五号及び様式第六号中 事 を 名 に改める。

「殿」 「鳥」
知事 氏

職 「殿」

附則
この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立境港水産会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十三年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十七号

鳥取県立境港水産会館管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立境港水産会館管理規則（昭和三十七年九月鳥取県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

（鳥取県地方機関等事務決裁規則の規定により委任された事項）

第八条 この規則に規定する知事の権限に属する事務のうち鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号）の規定

により館長の委任決裁事項として定められた事項は、次の各号に掲げるところである。

一 第四条の規定による会館の利用の許可の取消し又は必要な措置の命

令

二 第六条の規定による会館の施設をき損し、又は滅失した者に対する指示

三 第七条の規定による会館の利用者に対する会館の利用に関する適当な措置を講すべき命令又は必要な指示

「殿」

「殿」 「鳥」
様式第一号（その二）中 知事 氏

職 「殿」

「殿」 「鳥」
鳥取県立境港水産会館長 氏 職

「殿」 「鳥」
様式第一号（その二）中 知事 氏

職 「殿」

鳥取県立境港水産会館長 氏 職

に改める。

「殿」 「鳥」
鳥取県立境港水産会館長 氏 職

「殿」 「鳥」
様式第二号中

に改める。

鳥取県知事
(鳥取県立境港水産会館長)

職 氏 名 に改める。

「殿」「殿」

鳥取県規則第三十八号

鳥取県種鶏検査並びにふ卵業者登録条例施行規則を廃止する規則

様式第三号及び様式第四号中 事 を 名 に改める。

鳥取県種鶏検査並びにふ卵業者登録条例施行規則（昭和二十八年十月鳥取県規則第七十五号）は、廃止する。

鳥取県 知事 氏職

附則

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県種鶏検査並びにふ卵業者登録条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和四十三年五月一日

正誤

昭和四十三年四月鳥取県告示第三百二十五号（土地の立入りについて）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

鳥取県知事 石破二朗

正

誤

五段行
五下十三十四
昭和三十三年四月三十日から
昭和三十三年九月三十日まで

昭和四十三年四月三十日から
昭和四十三年九月三十日まで